

介護老人保健施設清雅苑

運 営 規 程

～短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）～

（事業の目的）

第1条

社会医療法人寿量会が開設する介護老人保健施設清雅苑が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（基本の方針）

第2条

指定居宅サービス、指定介護予防サービスに該当する短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、 名 称 介護老人保健施設清雅苑（指定短期入所療養介護）（指定介護予防短期入所療養介護）
- 二、 開設年月日 昭和63年10月1日
- 三、 所 在 地 熊本市北区山室六丁目8番1号
- 四、 電話番号 096（345）8112 FAX 096（345）8188
- 五、 介護保険指定事業所番号 4350180016号

（対象者）

第4条

事業所は、利用者の心身の状況若しくは病状により要介護状態、要支援状態、若しくはその家族に疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に介護老人保健施設の療養室において指定短期入所療養介護を行う。

（利用定員）

第5条

短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みしている、当該日の介護保健施設サービス定員の数（８０名）より実入所者数を差し引いた数とする。

（定員の遵守）

第６条

利用定員及び療養室の定員（４人以下）の定員を遵守する。

但し、地震等非常災害等の事情の有る場合を除く。

（管理者の責務）

第７条

一、介護支援専門員に短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養計画の作成に関する業務を担当させる。

二、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

三、職員に運営に関する基準を順守させるために必要な指揮命令を行う。

（職員の定員）

第８条

この事業所の職種及び職員員数は法令の定める次のとおりとする。

医師 １．０人以上（常勤換算）、理学療法士又は作業療法士等、０．８人以上（常勤換算）、介護支援専門員 １．０人以上、看護職員 ８．０人以上、介護職員 １９．０人以上、支援相談員 １．０人以上、管理栄養士 １．０人以上、薬剤師 ０．２７人以上（常勤換算）、調理員・事務員は適当数。

（取り扱い方針）

第９条

一、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

二、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次第一項に規定する短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

三、サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項については、理解しやすいように指導又は、説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

四、当施設は、利用者の意思及び人権を尊重し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限はする行為はとらない。

五、サービスの質の評価をおこない、常にその改善を図らなければならない。

六、当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

七、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ること

とする。

八、当施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努める。

(短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養計画の作成)

第 10 条

- 一、介護支援専門員は、短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養計画（以下「短期入所療養介護計画」という）を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。尚、課題分析については、R4 システム方式を使用する。
- 二、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成を行う。

(診療の方針)

第 11 条

医師の診療の方針は、次にあげるところによるものとする。

- 一、診察は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 二、診察に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理的な効果をもあげることが出来るよう適切な指導を行う。
- 三、常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四、検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五、特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行わない。
- 六、別に厚生大臣が定める医薬品以外に医薬品を利用者に施用し、又は処方を行わない。
- 七、利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難と認めたときは、併設である熊本機能病院の医療スタッフの協力により、万全の診療看護を提供する。

(機能訓練)

第 12 条

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、専門スタッフのプログラムによる、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを施設内及び熊本機能病院のリハビリテーションセンターで行うものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 13 条

- 一、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 二、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴又は清拭を行う。

- 三、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 四、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、適切に取り替えを行う。
- 五、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 六、利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による看護及び介護をうけさせない。

(食事の提供)

第14条

- 一、利用者の食事は、管理栄養士により管理の下で、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものを提供し、適切な時間に行う。適切な時間は、朝食は午前8時、昼食は正午、夕食は午後6時に提供を行う。
- 二、利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、心身の状況に考慮して多目的ホールでの食事を提供する。

(職員の職務内容)

第15条

この事業所の職務内容は次のとおりとする。

- 一、施設長は、介護保険法その他関係法令の規定に随い、従業員を指導監督して施設の運営管理に従事するとともに、地域社会及び関連機関との連絡調整にあたる。
- 二、医師は利用者の健康管理、保健指導及び施設内診察に従事する。
- 三、理学療法士又は作業療法士等は、医師の指示に従い利用者の機能回復訓練に従事する。
- 四、看護師（准看護師）は、医師の指示に従い利用者の健康状態に応じてその看護及び保健衛生、日常生活の介護及び相談・指導に従事する。
- 五、介護員は、看護業務の補佐、日常生活の介護及び相談・指導に従事する。
- 六、支援相談員は、利用者等及び家族の処遇上の相談、生活行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導に従事する。
- 七、管理栄養士は、利用者の栄養の管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談に従事する。
- 八、薬剤師は、医師の指示に従い利用者の調剤及び投薬、薬品の管理に従事する。
- 九、調理員は、献立をもとに給食調理に従事する。
- 十、事務員は、施設の運営管理に係る庶務及び経理事務、受付事務に従事する。
- 十一、介護支援専門員は、短期入所療養介護計画の作成に関する業務に従事する。

(短期入所療養介護の内容)

第16条

- 一、サービスの提供にあたり、医師の指示の基で短期入所療養介護の計画に基づき利用者の心身の機能維持回復を図り、日常生活の自立に資するように行う。
- 二、管理栄養士職員加配の人員体制とする。
- 三、リハビリテーション職員加配の人員体制とする。
- 四、サービスの提供にあたり、常に利用者の病状、心身の状況把握及びそのおかれている環境の的確な把

握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第 17 条

- 一、短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定短期入所療養介護費、指定介護予防短期入所療養費（以下「指定短期入所療養費」という）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 二、食事（食材費及び調理に係る費用等）を提供した場合、次の額を請求する。

食費 (朝) 550円 (昼・おやつ含む) 800円 (夕) 900円

- 三、滞在環境の内容に応じ、室料及び光熱水費相当を提供した場合、次の額を請求する。

滞在費 4 3 7 円／日 多床室 1, 7 2 8 円／日 従来型個室（一人部屋）

但し、前項の、二「食事」、三「滞在費」、において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料１（国が定める利用者負担額「第１段階～３段階」に該当する利用者等の負担額）をご覧ください。

- 四、その他の費用として次の額を請求する。

日常生活費・教養娯楽費 400円/日 おしぼり・タオル・バスタオル・ホテイツープ・リンスインシャンプー
ティッシュペーパー・ペーパータオル・新聞・雑誌・教養娯楽費

特別な室料	2, 8 6 0 円／日※	特別室
	1, 6 5 0 円／日※	個室
	1, 3 2 0 円／日※	二人部屋

洗濯代 165円/回※ スタッフに依頼された場合

電気代 110円/日※ テレビ・電気毛布

55円/日※ ラジオ・アンカ・冷蔵庫

上記※印は、課税対象項目

- 五、前項の費用の支払をうける場合には、その提供に当たって、あらかじめ入所者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意について入所者等の署名を受けることとする。
- 六、前一項の法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養費に係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第18条

熊本市・合志市・菊池郡市の区域とする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 19 条

利用者は次の事項を守らなければならない。

- 一、サービス利用の際は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示する。
- 二、日常生活を通じ人格の向上に努め、常に相互の融和のもとに助け、励まし合い秩序のある共同生活を

守るよう心がける。

三、常に身体・服装の清潔に努め、療養室の整理整頓に努める。

四、施設の内外において、無断で物品の売買及び金品相互の貸借をしない。

五、喧嘩、口論、その他他人に迷惑になる行為を行わない。

六、所定の場所以外で、喫煙をしない。

七、無断で、外出、外泊又は他人を宿泊させない。

八、施設内の備品や器具は本来の用法に従って利用していただき、これに反した利用より破損等が生じた場合、弁償等を請求する場合がある。

九、施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

（記載の整備）

第20条

一、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。

二、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存を行う。

（居宅介護支援事業者等の連携）

第21条

一、サービス提供するに当たり居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他、保険利用サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

二、サービス提供終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（居宅サービス計画、介護予防サービス計画に沿ったサービスに提供、居宅サービス等の変更の援助）

第22条

居宅サービス計画、介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という）が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所療養介護サービスの提供を行う。

又は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡その他に必要な援助を行う。

（非常災害対策）

第23条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

一、防火管理者には、事業所管理者とは別に防火管理者を充てる。

二、火元責任者には、事業所職員を充てる。

三、非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

四、非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

五、火災の発生や地震が発生した場合には、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

六、防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）：年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
- (2) 利用者を含めた総合避難訓練：年 1 回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底：随時
- (4) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

七、当施設は、六に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（衛生管理）

第 24 条

一、利用者の使用する施設、食器その他の設備・備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用品の管理を適正に行う。

二、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

三、管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、衛生的な管理に努める。

四、管理栄養士、調理員等厨房職員は、毎月 1 回検便を行う。

五、定期的に害虫駆除を行う。

（職員の服務規律）

第 25 条

当施設職員は、関係法令及び諸規定を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項を留意する。

- 一、利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- 二、常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 三、お互いに協力して、能率の向上に努力するよう心がけること

（職員の勤務条件）

第 26 条

当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人寿量会の就業規則によるものとする。

(職員の健康管理)

第 27 条

当施設職員は、当法人の行う年 1 回の健康診断を受診する。但し、夜勤勤務に従事する者は年間 2 回の健康診断を行う。

(守秘義務・個人情報保護)

第 28 条

- 一、当施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二、当施設職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当施設職員であった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 三、当施設職員は、「個人情報保護に関する法律」の規定に従って、個人情報保護を遵守する。

(職員の質の確保)

第 29 条

- 一、当施設職員の資質向上を図る為の研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 二、当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるために必要な措置を講じるものとする。
- 三、当施設は、生産性の向上等を通じた働きやすい環境づくりに努めるため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催する。
 - (2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための指針を整備する。
 - (3) 介護ロボット・ICT 等のテクノロジーの活用促進を図る。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための研修を定期的実施する。

(財務処理)

第 30 条

財務処理については、介護老人保健施設会計・経理準則に基づき、適正に処理を行う。

(身体拘束等)

第 31 条

- 一、当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 二、当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員

者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第 3 2 条

一、当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備し、褥瘡管理に係る質の向上を図る。

二、当施設は、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 褥瘡対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催する。

(2) 褥瘡対策指針を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 3 3 条

一、当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

二、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

三、事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

四、前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(地域の連携)

第 3 4 条

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(暴力団員等の排除)

3 5 条

当施設の開設者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者であってはならないものとする。

(外部評価等によるサービスの質の向上)

第 3 6 条

介護保険サービスの質を担保するため、また、利用者が介護保険サービス事業所を比較・検討して適切に選ぶために、熊本市が毎年定める計画に従って、年 1 回、インターネットによる公表を行う。公表内容は、

基本情報、運営情報、その他の事業所の特色等を公表する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第37条

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- 一、従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施を行う。
- 二、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三、当施設では「虐待防止対策のための指針」を整備する。
- 四、前一号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第38条

- 一、当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二、当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 三、当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の就業環境の確保～パワハラ・セクハラの防止～)

第39条

当施設は、適切な短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第40条

- 一、地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 二、運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。また、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ、介護サービス情報公表システム上）に掲載、公表する。
- 三、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人寿量会と介護老人保健施設清雅苑の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する
この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する
この規定は、令和 元年 10 月 1 日から施行する
この規定は、令和 元年 12 月 1 日から施行する
この規定は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する
この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(別添資料 1)

「国が定める利用者負担額段階「第 1 ～ 3 段階(1) (2)」に
該当する利用者等の負担額」

- 利用者負担は、低所得の方について食費・居住費の負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担額段階」の、どの段階に該当するかは市区町村が決定します。第 1 ～第 3(1) (2) 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人）が、ご本人の住所地の市区町村へ申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」交付を受ける必要があります。この介護保険負担限度額について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また「介護保険負担限度額認定証」の提示がない場合は、「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。尚、令和 3 年 8 月から、在宅で暮らす方と食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の収入や預貯金等をお持ちの方に、食費負担額の見直しがありました。

(対象者の要件)

- ・要介護（要支援）認定を受けている方・市民税申告で、世帯全員が非課税の方
- ・配偶者が住民税非課税である方（別の住所に住む配偶者も含みます）
- ・預貯金等の合計額が基準額以下である方

負担段階	対象者※（ ）内は夫婦の場合
第 1 段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金等で預貯金額が 1,000 万円（2,000 万円）以下の方
第 2 段階	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人の年金収入等が 80 万円以下で預貯金額 650 万円（1,650 万円）以下の方
第 3 段階 ①	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人の年金収入等が 80 万円超～120 万円以下で、預貯金額 550 万円（1,550 万円）以下の方
第 3 段階 ②	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人の年金収入等が 120 万円超で預貯金額 500 万円（1,500 万円）以下の方

(利用者負担額) 1 日あたりの金額（円）

利用者 負担段階	食費		居住費（滞在費）	
	施設	短期入所	従来型個室	多床室
第 1 段階	300	300	550	0
第 2 段階	390	600	550	430
第 3 段階①	650	1,000	1,370	430
第 3 段階②	1,360	1,300	1,370	430
第 4 段階	施設との契約			

- 利用者負担第 4 段階の利用者であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設等に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、食費・居住費の特例減額措置を受けることができます。その他詳細については、お住まいの市区町村窓口（介護保険担当）でおたずね下さい。